

32 上級愛玩動物飼養管理士認定規則

平成27年3月9日制定

平成27年11月9日に一部改正

平成28年5月9日に一部改正

平成30年5月28日に一部改正

(目的)

第1条 この規則は、上級愛玩動物飼養管理士（以下「上級管理士」という。）の認定に関する事項を定めるものである。

(上級管理士)

第2条 上級管理士制度は、1級愛玩動物飼養管理士の資格取得者及び公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「協会」という。）の会員が、愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動に関してより一層の研鑽を図ることを推奨するとともに、その活動実績を適確に評価することを目的とする。

2 上級管理士とは、愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動などに関する実践的能力及び経験を有する者として公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「協会」という。）より顕彰に値する資格を有することを認定登録された者をいう。

3 上級管理士は動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の関係法令をよく理解し、その運用に関し国及び地方公共団体に協力して前項の活動を行うよう努めなければならない。

4 上級管理士の英語名称は「Active Pet Care Adviser（略称APCA）」とする。

(認定評価基準)

第3条 上級管理士は、次の基準を満たした場合に認定登録する。なお、特にすぐれた業績を有すると上級管理士審査会が認めた場合にあつては、(1)及び(2)に関する基準の一部の適用を免ずることができる。

(1) 「マネージメント能力や協調性」、「適正飼養の普及啓発活動の実施経験」、「知識や情報の収集活動実績」、「意欲や熱意」の4種類の活動評価項目について、2年以上にわたる所定の実績があると認められること

(2) 愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動の実施に関して、所定の思考力や倫理感を有していると認められること

(3) 上級管理士の認定登録時に1級愛玩動物飼養管理士の資格を取得していること

(4) 協会の会員であること

(上級管理士の認定審査)

第4条 上級管理士の認定登録を行うため、上級管理士審査会を設置する。

2 上級管理士審査会は、業務執行理事会とする。

(資格認定)

第5条 認定登録プログラムへの参加は、資格認定をしようとする年の2月末日までに行わなければならない。

2 資格認定（更新を含む。以下同じ）の申請は、新規認定申請の場合は過去2年間、更新申請の場合は過去3年間の活動実績記録を添えて、4月末日までに行わなければならない。

3 認定審査の合格者は、上級管理士審査会の答申を踏まえて理事会の議決により会長が決定する。

4 資格認定の審査結果は、6月末日までに申請者に通知しなければならない。

5 上級管理士の資格認定は、上級管理士名簿に登録することによって行う。

6 資格認定の登録をしようとする者は、協会に対して認定登録料を納入しなければならない。

7 会長は、上級管理士として登録された者に対して資格認定証を交付しなければならない。

8 合否通知の有効期間は2カ月間とする。有効期間内に認定登録を行わなかった者の合格は、災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、無効とする。

9 資格認定の有効期間は、資格取得または資格更新年度より3カ年度後の9月末日までとする。

(合格及び資格認定の取消し)

第6条 次の各号の一に該当するときは、会長は、上級管理士審査会の答申を踏まえて理事会の議決によりその資格の認定を取り消すことができる。この場合、当該取消しを受ける者に対しては、当該事案について弁明の機会を与えなければならない。

(1) 資格の認定申請内容に、虚偽または不正があったことが判明したとき

(2) 「上級管理士」の名称を利用して、公序良俗に反する行為を行うなど本協会の資格認定事業に関する社会的評価を侵害する行為をしたと認められるとき

(上級管理士の認定登録料など)

第7条 上級管理士の認定登録プログラムの参加料、認定登録料、認定登録の更新料は、次のとおりとする。なお、認定登録プログラムの参加料は当該プログラムの参加申し込み時に支払うものとし、有効期間は最長で3カ年度とする。また、認定登録料の納入期限は合否判定通知を受け取ってから2カ月以内とし、認定登録の更新料は更新をしようとする時に支払うものとする。

(1) 認定登録プログラムの参加料 5,000円

(2) 認定登録料 10,000円

(3) 認定登録の更新料 5,000円

(抛出金品の不返還)

第8条 原則として既納の認定登録の参加料、認定登録料及び更新料は返還しない。

(資格認定証の記載事項)

2 前項の認定登録料などについては、理事会の議決に基づき、当該上級管理士の本協会に対する貢献が著しく顕著であると認められた場合は、必要に応じて減免できるものとする。

第9条 認定規則第5条第3項に定める資格認定証の記載事項は次の各号の通りとする。

(1) 氏名

(2) 認定登録番号

(3) 交付日（資格認定証の効力発生日）

(資格認定証の書換)

第10条 前条第1号の記載事項に関する変更の申し出があった場合、会長は、資格認定証を書き換えて交付しなければならない。

(資格認定証の再交付)

第11条 資格認定証の忘失等による再交付の申し出があったときは、会長は、速やかに資格認定証を再交付しなければならない。

(書類の保管)

第12条 書類の保管期間は次の各号の通りとする。

(1) 上級管理士名簿 永久

(2) その他の書類 4年

(認定細則の規定)

第13条 この規則に基づき、具体的な事項は細則に定める。

(改 廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の議決によって行う。

付 則

1. この規則は、平成28年5月9日から施行する。